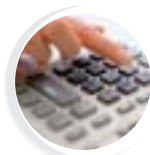


申告は
正しくお早めに!

確定申告



2.16(金) > 3.15(木)

土曜・日曜日は除く

所得税

所得税は、個人が1月から12月までの1年間に得た所得にかかる国の税金です

確定申告が必要な方

事業所得や不動産所得のあった方、公的年金を受給していた方、土地や建物を買った方などのうち、平成18年中の所得が所得控除の合計額を超えた方

サラリーマンで給与の年収が2000万円を超えた方、2か所以上から給与を受けた方、また、給与所得以外の所得が20万円を超えた方
年収2000万円以下で年末調整を受け、医療費控除や住宅借入金等特別控除(最初の年のみ)などの適用を受けようとする方
土地や建物などを売った方は、申告書Bと分離課税用の別表とで申告をすることになります。

確定申告に必要なもの

印鑑(新規に口座振替での納税を申し込む場合は通帳印)
申告書
社会保険料、国民年金保険料、生命保険料、損害保険料などの控除証明書
給与所得者、年金受給者は源泉徴収票
営業、農業、その他の事業をしている方は、収支内訳書(平成17年分の収支内訳書の控えも併せてお持ちください)
固定資産税課税明細書(平成18年5月に送付したもの)
医療費控除を受ける方は、医療費などの領収書と保険などで補てんされた金額が分かるもの
通帳など、本人名義の口座番号が分かるもの

申告書は自分で記入を

申告書の書き方は、むずかしいものではありません。税を理解するためにも、ぜひ自分で書いてみましょう。

市県民税

市県民税は、個人が1月から12月までの1年間に得た所得にかかる県と市の税金です

市県民税の申告が必要な方

平成19年1月1日現在、田原市に住所があり、次に該当する方です。
事業収入・給与・年金収入などのある方
どなたの扶養にもなっていない方
収入は無いが国民健康保険に加入している方
ただし、確定申告をされる方は必要ありません。

市県民税の申告

申告書は、市県民税の税額を正しく算出する基礎となります。申告しないと、国民健康保険税で軽減・減免を受けられなかったり、市営住宅、融資、児童手当、保育園などに必要な所得証明書等が発行されなかったりします。

りします。

なお、確定申告が必要なのか、市県民税の申告が必要なのかは、それぞれの収入状況などによっても異なります。分からない方は、お気軽にお問い合わせください。

申告すると税金が戻る場合

次のような場合には、源泉徴収された税金や予定納税をした税金が納め過ぎになっていることがあり、確定申告をすることにより還付を受けることができます。

サラリーマンの方で、年の途中で退職し、年末調整を受けなかった場合
医療費を多く支払った場合(医療費控除)
マイホームを住宅ローンなどで取得した場合(住宅借入金等特別控除)

国や地方公共団体への寄付など、特定寄付金を支払った場合(寄付金控除)
所得の少ない方で、原稿料収入などがある場合
火災や盗難に遭った場合(雑損控除)

予定納税をしたが、確定申告の必要がなくなった場合

・ は、2月1日(木)から市役所税務課および豊橋税務署で還付申告を受け付けています。